## 発議第4号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成 28 年 10 月 12 日

伊勢市議会教育民生委員会 委員長 藤 原 清 史

## 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」、「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立された制度である。

1985年以降、国と地方の役割分担・財政状況等をふまえて、義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2004年までに教材費や旅費などが一般財源化された。

公立小中学校等の教職員給与費については、教職員の確保と適正配置のため、国庫による負担がなされてきたが、2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。

そのようななか、義務教育にかかわる公的支出に、各自治体間での差異が生じている。 例えば、1985年に一般財源化された教材費のうち図書費については、「学校図書館図書標準」によって学校図書館の図書整備を図るための目標が設定されているが、目標達成をしているのは少数である。

三重県においても、実際にその標準を満たしている公立小中学校は、小学校で46.9%、中学校で27.6%にとどまっている。

2020年度からの導入が検討されている「デジタル教科書」については、検討会議の中間まとめにおいて、「無償措置の対象とすることは、直ちには困難である」ことが示されており、導入にあたって、自治体の財政状況により地域格差が生じてはいけない。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められている。

よって、国におかれては、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されることを強く切望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議長 中 山 裕 司

 衆議院議長
 大 島 理 森

 参議院議長
 伊 達 忠 一

 内閣総理大臣
 安 倍 晋 三

 総務大臣
 高 市 早 苗

 財務大臣
 麻 生 太 郎

 文部科学大臣
 松 野 博 一